

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術概要：

CISTEC

2007.01.

(1 / 3)

別表項番	5	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[外為令]別表 5の項				
(1) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの [省令]第17条〔第1項〕 外為令別表の5の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 非該当 x 対象外 -	
一 第4条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを設計し、 又は製造するために設計したプログラム			【 】	
二 第4条第二号、第十二号八(一)若しくは二 又は第十五号八若しくは二に該当するものの設計 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)		通常兵器 通達 付表技術	[]	(省令第4条第 号)
三 第4条第一号若しくは八又は第三号から第十六号 までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)]プロが 弘を除く。	《 》	(省令第4条第 号)
(2) 輸出貿易管理令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの [省令]第17条〔第2項〕 外為令別表の5の項(2)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。			【 】	
一 第4条第四号から第六号までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム			[]	(省令第4条第 号)
二 第4条第二号若しくは第十二号八(一)若しくは二 又は第14条第一号に該当するものの使用 (修理に係るものに限る。)に係る技術 (プログラムを除く。)		通常兵器 通達 付表技術]プロが 弘を除く。	《 》	(省令第4条第 号)